

災害復旧工事にて「免許・技能講習・特別教育等が必要な業務」一覧について(抜粋版)

災害復旧工事にて「免許・技能講習・特別教育等が必要な業務」一覧(抜粋版)(労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条)

業務内容	名称(免許・技能講習のみ)	免許	技能講習	特別教育
揚貨装置の運転の業務				
制限荷重5t以上	揚貨装置運転士免許			
制限荷重5t未満				
クレーン等の運転の業務				
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く。)又はデリック	クレーン・デリック運転士免許			
つり上げ荷重5t以上のクレーン(跨線テルハを除く。)	クレーン・デリック運転士免許			
つり上げ荷重5t以上の床上運転式クレーン	クレーン・デリック運転士(床上運転式クレーン限定)免許			
つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーン	床上操作式クレーン運転技能講習		○	
つり上げ荷重5t未満のクレーン又はつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ				
つり上げ荷重5t未満のデリック				
つり上げ荷重5t以上の移動式クレーン	移動式クレーン運転士免許			
つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン	小型移動式クレーン運転技能講習			
つり上げ荷重1t未満の移動式クレーン				
玉掛けの業務				
制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック	玉掛け技能講習			
つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリック				
潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水土免許			
溶接等の業務				
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接技能講習			
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務				
フォークリフトの運転の業務				
最大荷重1t以上	フォークリフト運転技能講習			
最大荷重1t未満				
車両系建設機械の運転等の業務				
機体重量3t以上の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械の運転	車両系建設機械(整地等)運転技能講習			
機体重量3t未満の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械の運転				
機体重量3t以上の基礎工事用機械の運転	車両系建設機械(基礎工事用)		○	
機体重量3t未満の基礎工事用機械の運転				
基礎工事用機械の作業装置の操作				
基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの				
機体重量3t以上の解体用機械の運転	車両系建設機械(解体用)運転技能講習		○	
機体重量3t未満の解体用機械の運転				
締固め用機械の運転				
コンクリート打設用機械の作業装置の操作				

業務内容	名称(免許・技能講習のみ)	免許	技能講習	特別教育
ショベルローダー等の運転の業務				
最大荷重1t以上	ショベルローダー等運転 技能講習			
最大荷重1 t未満				
不整地運搬車の運転の業務				
最大積載量1t以上	不整地運搬車運転 技能講習			
最大積載量1 t未満				
高所作業車の運転の業務				
作業床の高さ1.0m以上	高所作業車運転 技能講習			
作業床の高さ1.0m未満				
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務				
高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務				
低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務				
機械集材装置の運転の業務				
胸高70cm以上の立木の伐木、胸高20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務				
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務				
ボーリングマシンの運転の業務				
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務				
巻上げ機の運転の業務				
動力車で軌条により人又は荷を運搬する用に供されるものの運転の業務				
建設用リフトの運転の業務				
ゴンドラの操作の業務				
潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務				
酸素欠乏危険場所における作業に係る業務				
石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業若しくは建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る業務				
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務				
ロープ高所作業に係る業務				
高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)(2019.2.1より)				